

(西暦) 年 月 日

西南女学院大学長 様

誓約書

留学先大学 (国名:

留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (ヶ月)

第1項 派遣留学プログラムのリスクの想定と権利

私は、西南女学院大学「学生海外留学規程」第4条の規定に基づいて留学するにあたり、それに伴う想定リスクと権利について、以下の事項を確認のうえ同意します。

なお、この同意は、日本国の法律に従って解釈されるものとし、この同意のいずれかの部分が無効とされた場合でも、残りの部分は完全に効力を持ち続けるものとするに賛同します。

- この派遣留学プログラムには、自らの意思で参加申し込みをしています。
- 外国への旅行や外国での生活にはさまざまなリスクが伴うことを理解しています。これらのリスクには、日本で利用できるものと同等の医療の欠如、犯罪、公共または民間の輸送に関連する危険、道路システムおよびその他の輸送手段の安全性などが含まれます。
- この派遣留学プログラムに参加している間、各国には独自の法律と文化があり、自分自身の行動、活動に責任があることを理解しています。
- 西南女学院大学、その教職員、その他関係者も、あらゆる状況において自らの安全を完全に保証することができないことを理解しています。
- 西南女学院大学とその教職員に対して、西南女学院大学およびその従業員に重大な過失が認められない限り、自らの怪我、病気、医療費の請求、または同様の費用に対する西南女学院大学の責任と義務がないことを理解しています。
- 渡航中に病気や怪我をし、意識不明などの状況となった場合、西南女学院大学のプログラム関係者、または留学先大学の関係者が病院への入院、麻酔薬の投与、血液の輸血または手術など必要とみなされる治療に対して、自分の代理として手続きをすることを許可します。さらに、病気や怪我の情報を正当に知る必要性がある保証人、西南女学院大学およびプログラム関係者に通知する許可を大学に提供します。

..... 学部 学科 年 学籍番号

派遣学生署名・捺印 ㊞

保証人署名・捺印 ㊞ 続柄

第II項 派遣留学プログラムの参加条件

私は、留学期間中の自分の行動、活動に責任があることを理解したうえで、本項の署名欄への署名・捺印をもって、派遣留学プログラムの参加者に求められる以下の事項を承諾・遵守すること誓約します。

1 遵守事項と義務

- (1) 当該留学に関して保証人（父母等）の了承を得ること。
- (2) 西南女学院大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 留学先国の法令及び留学先大学の規則を遵守すること。
- (4) 派遣留学の趣旨を理解し、留学先大学にて学業に精励すること。
- (5) 渡航先国の政府からの指示や在外公館からの通知に細心の注意を払うこと。
- (6) 自然災害・戦争・テロ・感染症の流行・治安の悪化などにより安全確保が難しい場合には、西南女学院大学は派遣留学プログラムの中止・変更を指示することを了解し、その指示に従うこと。

2 費用

- (1) 留学期間中は、西南女学院大学における授業料、実験実習料、施設充実費を納付すること。（※下記3「経済的支援」参照）
- (2) 留学先大学における授業料、西南女学院大学が指定する海外旅行保険（学研災付帯海外留学保険）、危機管理サポートサービス（J-TAS）、ビザ取得費用、旅行費用、宿舍費用、上記1. (6)により生じた費用、その他生活にかかる全ての費用は自己負担とすること。

3 経済的支援

- (1) 当該留学を開始する前年度 GPA（単年度）が 3.0 以上の派遣学生は、留学期間中における西南女学院大学の授業料の 75%、実験実習料・施設充実費の 100%が減免されること。
- (2) 当初の留学期間を繰り上げて帰国する場合は、その理由の如何にかかわらず、当該繰上期間に係る減免相当額を西南女学院大学に納付しなければならないこと。（※該当者のみ）
- (3) 交換留学プログラムの参加者については、留学先大学における授業料及び宿舍費用が免除されること。

4 健康・保険

- (1) 派遣留学プログラムへの申込み時において、自分の健康と個人的な状況を確認し、留学の妨げとなる健康上の問題を渡航開始以前に解決すること。また、既往症などがある場合には主治医の診断と判断に従うこと。
- (2) 西南女学院大学が指定する海外旅行保険（学研災付帯海外留学保険）に加入し、免責事項について確認すること。また、渡航日程等に変更が生じた場合は、速やかに学生

課に届け出ること。

- (3) 西南女学院大学が指定する海外旅行保険のほかに、留学先大学からも保険加入を求められた場合は両方の保険に加入すること。
- (4) 留学先国が求める必要な健康診断を受診し、必要な予防接種を行うこと。

5 西南女学院大学が責任を負わない事項

- (1) 留学期間中の災害、戦争、革命、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不可抗力による損害。
- (2) 派遣学生の法令違反、故意、過失、個人的問題から生じた損害または派遣学生が与えた人的もしくは物的損害。
- (3) 上記(2)に関連して、派遣学生が与えた人的もしくは物的損害により、西南女学院大学が損害賠償の責を負った場合は、西南女学院大学およびその従業員に重大な過失が認められない限り、自らの責任において当該損害を補填すること。

6 提出書類

- (1) 出発の10日前までに、留学願提出者用の「海外渡航届」を学生課に提出すること。
- (2) 現地到着後、速やかに外務省の『オンライン在留届』サイトから「在留届」を提出すること。
- (3) 留学先大学でのオリエンテーションや授業等が始まったら速やかに、大学の支援窓口やホームステイ等の滞在先をはじめとする「現地関係者の連絡先」(機関名、氏名、住所、電話番号、メールアドレス)を学生課に提出すること。
- (4) 帰国後は1か月以内に「留学報告書」を学生課に提出すること。

7 情報提供

- (1) 当該留学について学生課に届け出た個人情報を利用し、派遣留学関係の情報提供依頼等を行うことがあることを了承すること。
- (2) 派遣留学制度の向上のため、後輩学生への情報提供について協力すること。
- (3) 派遣学生の安全確保の目的で政府機関より要請があった場合、情報提供を行うことがあることを了承すること。

..... 学部 学科 年 学籍番号

派遣学生署名・捺印 ㊟

保証人署名・捺印 ㊟ 続柄